

謝辞

このセミナーにご協力いただき、公開に了承いただいた講師の皆様にお礼を申し上げます。

なお、このセミナーは学術振興会科学研究費補助金 (Kakenhi:20H01408) の助成によって実施できました。ここに謝意を記します。

お断り

この動画および文字起こしは、このテーマへの関心をもっていただき、理解していただくために公開しております。

動画を授業やセミナー等でご利用いただきたいと思いますが、動画やそれを写真にしたものを他の媒体に掲載するなどの2次利用はお辞めください。

また、文字起こしの文章は一部であっても、無断での引用、転載、二次利用はご遠慮ください。引用等でのご利用を希望される場合には、必ずご連絡ください。

出典の明示の仕方および、引用部分がわかるようにして引用等していただけるように相談させていただきます。

お問合せは tsuge@soc.meijigakuin.ac.jp までどうぞ。メールの件名に【引用相談】と入れてください。1週間ほどの余裕をもってご連絡ください。返信がない場合には恐れ入りますが、再送をお願いします。

柘植：ではスタートします。

こんにちは、明治学院大学社会学部教員の柘植あづみです。

私たちは、生殖医療技術の利用における選択というテーマで日本と海外の生殖医療技術の、法律や実施状況、個人が生殖医療技術を選ぶ・選ばないを決める要因や環境などについて調査研究をしています。

共同研究者をご紹介します。小門（こかど）さんお願いします。

小門：はい、共同研究者の小門です。神戸薬科大学です。よろしくお願いします。

柘植：洪（ホン）さん、お願いします。

洪：明治学院大学社会学部附属研究所で研究員をしています。

洪（ホン）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

柘植：私たちの研究成果の一部を知っていただきたく、講師の方々の了承を得て、セミナーの録画を公開いたします。

様々な生殖医療技術の実用とその実施に伴う課題や問題、その医療技術の利用を願う人たちの声などを取り上げていきたいと思えます。

今回は、才村眞理さんに「出自を知る権利と子どもの権利保障をめぐって」というテーマでお話を伺います。

才村さんは帝塚山大学の教授を定年にて退職され、現在は児童福祉の立場からライフストーリーワークの啓発活動をされています。

では才村さん、よろしくお願いいたします。

才村：はい、才村です。本日は柘植先生、このようなお話をさせていただく機会を得まして、本当にありがとうございます。

柘植：ありがとうございます。

才村：それでは、パワーポイントの画面共有をさせてもらってお話しさせていただきます。これ画面共有できていますか。

柘植：はい、できています。

才村：「出自を知る権利と子どもの権利保障をめぐって」というテーマで、よろしくお願いいたします。

私の経歴はここに載せている通りなんですけれども、児童相談所の児童福祉司、児童虐待とか里親支援の仕事をしたあとで帝塚山大学の教員として児童福祉論とか教えていました。

それで現在も非常勤で行っています。

2003年に厚生科学審議会（生殖補助医療部会）の委員として、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」作成に関わりました。

現在では先ほどご紹介にありましたとおり、生い立ちの整理をする手法としてのライフストーリーワークというものを広める活動をしています。

で、この厚生科学審議会でなぜ全面的な出自を知る権利の必要性が優位になったのかについて振り返ってみました。2003年ですからずいぶん前になるんですけども、その時も法律ができるということで二年間、月一回以上必死になって参加したんですけども、それがなかなか法律化されずに、現在まで来ています。

で、そのときに出自を知る権利を全面的に認めるべきか、全面っていうのはドナーを誰とまで知るところなのか、

それとも周辺情報、身長体重とか趣味とか職業とか、そういうもので出自を知る権利でいいじゃないかとかいう話が当然出てきたんですけども、

やはり子どもにとっては全面的な出自を知る権利の必要性が非常に大事であるということでそちらが優位にたちました。

そのことをちょっと振り返ってみますと、やっぱりもちろん秘密にされるっていうこと自体が、精子提供で生まれた子どもたちは、今までこんな大事なことを秘密にされてきたのかと、

自分を信じてもらえなかったからだということで親子の信頼関係が、それが分かった途端に崩れ、そしてみなさん家を出るといような親子関係の破綻というふうな形になっているのです。

それから子どもにとって遺伝的医学情報が欲しい。

昨今、医療のお医者さんにかかるときに親族の中でこういうような病気になった人がいますかとか聞かれますけども、半分の情報がわからないというのはすごく不安になりますよね。

それから結婚するにも近親婚ということが、同じドナーで生まれた子ども同士が結婚してしまうという可能性もありますし、

それからドナーを知るっていうことは、なによりも生まれた子どものアイデンティティ、自分は何者なのかっていう、その確立に非常に重要な要素となっています。

で、生まれた子どもが出自を知る権利を行使するためには、15歳とか18歳になって急に、告知するとかということではなくて、

告知は、親御さんが愛する子どもに親子関係がいいときにお話をするということと、それから、子どもがドナーを知るために開示請求をするということは全く別のことなんです。

だから、とにかく家庭の中で秘密はやはりよくないし、小さい頃、できたら乳幼児の時期にですね、「あなたはこういうことで生まれたのよ」ということをしっかり家族の中の歴史に告知を入れていくっていうことが重要です。

そういうふうなことを、この医療を利用しようとするカップルに対して、事前のインフォームドコンセント、「こういうことが必要ですよ」という説明がいきます。

で、もちろんドナーに対してもカウンセリング等、行いながら子どもたちが大きくなって訪ねてきたときに会いましょうとか、そういうことで開示してもいいよというふうなことを、インフォームドコンセントを取って行う、ということが大事だと思います。

でもまあ秘密にしたとしても、昨今DNA鑑定が簡単にできる。安い費用でね、できる時代になってきますから、秘密にしてもどっかで分かってしまうということがあります。

ともかく生まれてくる子の福祉を優先する、このことがとても大事だということで、2003年の報告書でこの文言がかなり上位に出てきたわけです。

今回の2020年に成立した親子法といわれる生殖補助医療の法律では、生まれてくる子の福祉を優先するという文言はありませんよね。

あるのは「心身ともに健やかに生まれ育つことができるよう必要な配慮がなされる」というだけで、これは受動的な子どもの権利ですよ。

もちろん健全に育てられる、すくすくと育てられるというふうな状況は必要かもしれないけど、子ども自身が自分のルーツを知りたいとする能動的な子どもの権利。

子どもの権利にはそういう受け身的な権利と、こっちから発信する能動的な権利がありますよね。それがぜんぜん認められていないということはよくないということで、主張したいと思いました。

次に、いろいろな「懸念」がこの医療の中ではよく言われます。

とにかく誤解がいろいろあるわけですね。

ある日、突然戸口に立たれて、提供者のもとに、子どもに開示したら、子どもが急に戸口にたっているように要求してきたり、なんかこう怖い思いをするんじゃないかみたいな、そういうことはないわけですよ。

法律施行後にドナーにも同意を得て、出自を知る権利を全面的に守るということでスタートするわけですから、

そういった、急にね、今までの提供したものについても遡って開示されるっていうことはないわけですから、「ある日突然戸口に立たれる」ということはないわけですね。

それから、その下の15歳になって突然知るのはいくつかという先ほどの話ですけど、そうではなくて、告知が先にあるってことですね。

それから(図の)上のほうで、提供者が減少するんじゃないかと、これはよく医者が言っていることなんですけれども、

その時のいろんな調査で「国民一般への意識調査の結果では、提供者を特定することができる情報も含めて生まれる子に開示するとしても一定の提供者が現れることが期待される」という文言がその報告書に入っております。

各国の様子を見ましても、一旦はドナーの数は減るかもしれないけど、提供者の質が変わるといいますか、たとえば子どももいて子どもを持つっていうのがどういう意味だと分かっている男性が精子提供者になるとか、

今までのたとえば、医学生とかではなくてですね。そういうような質の変化っていうのはあると思います。

で、養子もそんなに告知していないんじゃないかっていう話が出てきたりするんですけど、でも養子は戸籍を見れば、あとでちょっと説明しますけども、分かりますし、ある程度の告知をしているというふうな方が随分最近、増えてきています。

知らされない権利もあるのではないかとということも、時々ま言われるんですけども、

やっぱり「知ることができる」と、「知らされないほうがいい」という、選択が子ども自身にできるという状態での、知らされない権利であって、

最初から知ろうと思うのにそれもシャットアウトしてしまうと、そういうのはあり得ないと思います。

それからここで専門委員会、その、厚生科学審議会の前に専門委員会というものがあつたんですが、

そこでは提供者が開示をすることを承認した範囲内で知ることができるってなりましたけれども、部会では子どもにとって重要な権利なのに提供者の意思によって知る子と知らない子ができるっていうのはおかしいんじゃないかってことで、それは排除されました。

海外の出自を知る権利の法整備、私もあちこちだいぶ前になるんですけども、行って調べてきたりしたんですね。

なぜできたのかなあと。なぜ日本ではそういった法律が、出自を知る権利を認めた法律ができないのかなということまで調べたんですけども、ちょっと時間の関係で、ここ飛ばします。

いろいろな国々、ニュージーランド、スイス。スイスはね、憲法にも自己の血統に関する記録を入手する権利が保障されなくてはならないって、保障されてるんですね。

海外、他の色々な国があるんですけども、出自を知る権利がなぜ獲得されたのかなっていう原動力を考えてみますと、考え方として、生まれてくる子の福祉を優先する考えっていうのがやっぱりベースにあって、これはもう子どもの基本的人権だろう、人間の基本的人権だってことですね。

それから子どものアイデンティティの構築に必須だと心理の学者も言っておられますし、それから子どもの権利条約の中に出自を知る権利はありますので、それを守るべきだと。

それから養子は知ることができるのに、たとえば AID の子どもたちが知ることができないのは不公平だっていう考え方で、

どんなひとがソーシャルアクションに動いたのかなってふうに考えてみますと、生まれた子どもがかなりテレビ、イギリスなんかでもかなりテレビに出たりとか、国会へ行って色々訴えたりとか、当事者ですね。

そしてその生殖医療で子どもを持った親も一緒になって運動をかなりイギリスなんかではしていましたし。

それから養子支援の専門家、養子とか里親支援の社会福祉、児童福祉の専門家も一緒になって、団体として活動されていたところも大きいですし、

そして医療か福祉かということで、社会福祉を優先させようと、スウェーデンなんかはそうなんですけれども、そういうふうなことが見えてきました。

日本では先ほどいったように養子は出自を知ることができるのに、日本でその生殖医療、非配偶者間で生まれた子どもは知ることができないということは不公平だと思います。

で、戸籍謄本を見れば、わかるわけですね。

養子は普通養子と特別養子と二種類あるんですけども、昨今日本では里親委託を進めよう。

そして、できればパーマネンシーな、永久的な措置としての、親子になる特別養子のほうが、やっぱり子どもにとっては幸せを追求できるし、養子縁組を進めようと今、国も厚生労働省のほうも進めています。

そこで、身分事項に、民法 817 条の 2 による裁判確定という言葉が戸籍に載っていますので、これは何かと調べたら特別養子だと分かるんですね。

だから、親が、それはよくないと思うんですけど、告知しなくても、自分が結婚するときには戸籍謄本を見れば、なんかそういうことで自分がここの戸籍に入ったって調べてみればすぐ分かる。

で、あとは公的機関である児童相談所が昨今、特別養子、これは昔からやってるんですけども、進めようということで斡旋をしています。

そういった場合に、記録は永年保存となっており、永年というのはずっと、他の記録はそうではないんですけども、これは厚生労働省の通知によって、しっかり全国の児童相談所に通知がありますし、

また養子縁組成立後においてもこの児童相談所は、子どもさんが大人になってきたときであっても、求めに応じ必要な情報の提供、助言、その他の援助を行うというのが、児童福祉法にも載っています。

その辺ではしっかりとサポートをされるということになっています。

で、児童相談所運営指針にみる、養子への出自を知る権利の援助として、もう少し見ますと、指針に子どもが養子であることについて、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うと、

やはり里親会とかいろんな里親支援をやっているんですけど、その一環として養子のことを養親から告知をするのに、養親からどのように告知をするのかというのもしっかりとサポートをなささいという事になってます。

子どもから自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は丁寧に相談に応じた上で年齢その他の状況を踏まえ、適切な助言を行いつつ対応というふうなことで出ていきますので、やはりその辺では出自を知る権利の重要性について認識されているということが言えます。

で、最近平成29年に民間養子縁組斡旋法というのができました。

これは、今まで児童相談所という公的な機関でもやっていましたけれど、民間のいろんな団体が、全然野放しで、ルールもなくやっていたんですけども、

やっぱりそれではいけないだろうということで、いろんな話し合いがありましてできた法律なんですけども、

そちらにも、この法律の中に民間斡旋機関は養子縁組の成立後において養子となった者、養親となった者、実父母の求めに応じ必要な情報の提供、助言、その他の援助を行うとなっております。

あと、子どもの権利条約に見る子どもの出自を知る権利なんですけども、これ日本もね、国連の子どもの権利条約に批准していますので、守らねばならないとされているわけなんです。

第七条に「児童は出生の後、直ちに登録される。児童は出生のときから氏名を有する権利、国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつその父母によって養育される権利を有する」とこういう文言、これは翻訳ですけれども、で、それがうまくちゃんとできてない場合は国もちゃんと責任を負いなさいよというふうに出ていますよね。

そしてその第八条は、家族関係にも言葉が及んでいます。これは何かっていったら、家族関係を含む身元関係事項について、保持する権利を尊重するというふうなことで、それを奪われた場合は、国は速やかに回復するために援助、保護を与えなさいと、こうなっているんです。

これはジェノグラムですね家系図、自分がどこから来たのかなっていうことを子どもがちゃんと知るといふ、そういう必要性を書いているわけです。

そこであるお医者さんとちょっとバトルを今週月曜日にしたんですけれども。「できる限り」って書いてあるから、別に全部、親を知らせてもいいんちゃうんかと、「できる限りって子どもの権利条約にも書いてあるやないか」と言われたんですね。

そこで私は「できる限り」の意味をちょっと必死に調べまして、まず許斐（このみ）さんという、子どもの権利条約に詳しい法律の学者の方なんですけども、「できる限りその親を知る権利を有することを認めているけれども、その親というのは自然的な親、つまり血のつながった実親のことである。

子ども自身が自分の出生について説明を求めたり、自分に関する記録の開示の要求をしたときにこれを拒否する理由はない。

あるとすれば、子どもの年齢及び成熟の度合いなどを考慮に入れて、子どもの最善の利益に反すると考えられる場合や、他者のプライバシーを侵害する恐れがある場合などである」ということで、その開示に同意した提供者が提供することになりますから、プライバシーの侵害に当たりませんし、で、だからその情報があるのに医療者とか親の都合で子どもに開示しないというのは成り立たないというふうに言われています。

で、法学者の鈴木博人さんも同じ考えだということで、ヒアリングさせてもらっています。

もう一つ調べた内容としまして、国連子どもの権利委員会の各国への指摘事項というものがあるんですね。

これによりますと、この国連の子どもの権利条約というものはしっかりと各国で守られているのかどうかというのを権利委員会のほうで査定と言いますかチェックするんですね。

そして、あんたらの国はここを守ってないじゃないかということでね、指摘をするというふうな内容が全部翻訳して、平野裕二さんって人が翻訳してホームページにあげていますので、ちょっとそれを参照させてもらったんですね。

フランスには委員会は、自己の生物学的親・兄弟姉妹を知る子どもの権利を全面的に執行するためにあらゆる適切な措置をとるべきだと。

生物学的親と（その子どもである）兄弟姉妹もいますね。

それからドイツでは親に関する秘密の記録を保持しておくべきだと、この匿名出産というのはね。

今、ドイツでは、これ2014年ですから、それ以後匿名出産であっても、子どもが知りたいときに生みの親の情報を知ることができる仕組みを作っておられます。

スイスのほうでは、先ほども憲法で保障されているっていうふうなことなんですけど、養子または生殖補助医療によって生まれた子どもがとなって、しっかりと生殖補助医療によって生まれた子どもという文言まで、子どもの権利条約では出ています。

それからノルウェーのほうでも人工授精との関わりで、というふうなことが出て精子提供者の素性が秘密とされる点で矛盾が生じると、

でも、ノルウェーも勧告の後、それを改正してしっかりと出自を知る権利を確保した法律に変えられています。

それからアイルランドのほうも、同じように自己の最善の利益を第一に考慮されることと自己の出自についての情報にアクセスできることという文言がでています。

こういう多数、他にもあるんですけども、子どもの権利委員会が行う指摘をみますと、子どもの権利条約の「できる限り」の意図が、何も医療者とか親の意図によって隠せるのではなくて、

やっぱり子ども側の事情で、子どもに今、知らせるのが最善の利益から考えて、もうちょっと遅らせたほうがいいよとか、子ども側の事情で遅らせるとか与えないっていう瞬間はあったとしても、

なにもそういった医療側とかで与えないってことは有り得ないというふうなことが、ここで証明されるのではないかなと思います。

で、ライフストーリーワークの活動を私、しているといいましたけど、これは、社会的養護は施設に入ってる子どもさんとか、養子縁組した子どもさん、養子ですね、が、生い立ちを整理する際にこの方法でやったり、

それから昨今、精子提供で生まれた人にもライフストーリーワークによって進めてはいるんですけども、ここには子どもはどんな子どもも3つの親の役割をね、3つの親の役割というものが必要なんだということが出てきています。

で、3つの親というのは、生みの親と法的な親と育ての親なんですね。

生みの親っていうのは遺伝的な親です。

だから、目の色とか髪の色とかね、そういう似てる似てないとか、DNA ですね、DNA を引き継いでますから。

その役割っていうのを子どもはやっぱりこの生みの親の役割が必要なんだっていうことをここで言ってます。

法的な親の役割っていうのは、出生届を出したりとか、あるいは手術を受けるときに同意をすとか、そういう法的な親の役割、学校に行かせる役割とかね。

それから育ての親は、衣食住、毎日の愛情をかけて子どもを育てるというその内容ですね。

これら 3 つがやはり一組のお父さんとお母さんがこの 3 つの役割を全て持っているというところが多いわけですけども、

しかし、養子縁組した子どもとか里親さんとかで委託された子どもはこの三つの親の役割が全部必要なんだけど役割分担でそれぞれ担っているよというふうなことで話をしていくんですね。

そうすると、精子提供で生まれた子どもも育ての親や、法的な親は今の親としているかもしれないけど、

生みの親ということを知るということは絶対必要だなということがこれから見ても分かるかなと思います。

で、あの出自を知る権利は生まれた子どもその家族にとってどのような意味がもつのかを考えてみましたら、やっぱり先ほど言っているようにルーツが不明ということは根っこの部分の、自分の生まれた一番起源ですね。

生命の起源のところでは半分の起源がモヤモヤ分からないということは、根っこの半分がない状態で、木は根っこがしっかりしてないとぐらついて枝葉をいくら広げてても立ってられないのでぐらぐらしますよね。

そのような感じですよ。

人間として基本的な人権ですし、生物学的ルーツについては、柿本さんっていう人はこう言っています。

「出生の時点で分断された個人の自分は誰なのかという問いに答えを出すための必要な台座ではあるが、重要なのはこれを手掛かりに物語的自己同一性を一つにまとめ上げること。

出生時の状況に関する情報がないということは、自分が何者であるのかという自己認識に関わるだけではなく、成長する中で他者との関係を形成する上での困難の原因となりかねない」。

だから、そこが一番、スタート地点がしっかりとしてないと、現在も、ぐらついてしまい、そして未来にも力強く生きられないということが言えると思います。

で、やっぱり遺伝的な疾患を知っていると、近親婚を避けるとか、それから生殖医療という治療を選択した際に子どもがその場にはいないわけですね。

提供者、親となる人、医療者のみで決定しているわけで、非配偶者間、生殖医療の当事者は誰なのかっていうのは、生まれた子ども自身なんですね。

その生まれた子どもの立場を尊重するという立場をとらなければ、この医療を絶対に私は進めるべきではないと思います。

そのときに子どもは参加していませんし、子どもの知りたいという希望を叶えるべきだと思います。

子どもの最善の利益を考慮する必要があるんじゃないかなって思っています。

柿本さんは、こどもに誕生の物語を知らせるのは、子どもに生を与えた親の義務だと、

子どもという人格的存在を尊重するならば、親を含む大人には子どもが自らの誕生の物語を知ることを妨げる自由はないんだというふうなことを言っています。

本当にこの医療については生まれた子どもが当事者ですし、この医療によって不幸な生まれた子どもをつくるというふうなことがあってはならないと思いますし、

生まれた子どもの意見を第一に聞くべきではないでしょうか。

あの、やっぱりたとえばですね、養子が乳児院に、大きくなって50歳になっても60歳になっても自分の生まれた起源に一番近い乳児院に預けられていたと、

その乳児院を訪問して、自分自身はどんな赤ちゃんだったのか聞いたりとかいうことで、自分のルーツを埋めようとされていることが、たくさんケースが乳児院に今も訪問されています。

ということは、自分自身の過去がしっかりと整理されないと、現在生きていくのにもすごくしんどい思いがありますし、未来を考えることができないというようなことになりますので、やはり出自を知る権利を全面的に開示できるような法律を作られることを、この二年間でディスカッションするという事なんですけれども、願っています。

そこで時間はあまりないんですけれども、もう一つだけ言いたいのは、

私はJISART（ジスアート）という機関で倫理委員をしたり、アフターケア、生まれた子ども、ここは非配偶者間の卵子提供等を実際にやっているところなんですけれども、

そこで全面的に出自を知る権利を確保したガイドラインを作っているんですけれども、そこでドナーに子どもが15歳になったら知りたいってなったときにドナーに開示するときですね、いきなりボーンと住所氏名を子どもに知らせてボーンと会いに行くということではなくて、ここで強調しているのは、ドナーが15年も経つといくら同意した人でも、人間ね、いろんな状況変わってきます。考え方も変わるかもしれない。

だから子どもにとってドナーに会ったときにそんなこと知らないわとか、帰れとか言われたら子どもにとっても、もしくはその開示したことがプラスにならないですね。子どもの最善の利益を守るための開示支援であるべきですから。

ドナーにも話をし、今子どもがこんなふうに言っていますよと。で、子どものルーツとしての役割をこんなふうにとってほしいっていうことを理解できるまで話し合い、そして子どもさんにも、会ってどうするのか感情がほとぼりしたり、すごいこう、高ぶっていたら落ち着くまでカウンセリングするとかして、ドナーにとっても子どもにとっても気持ちよく会えるという、そういう状況を想定して、まずはメールとか電話から、そして同席で一緒に会うとかね。そういうふうな仲介支援といいますか、そういうふうなことが私は必要なんではないかというふうに考えています。

どうも長時間ありがとうございました。

これで私の話を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

栢植：才村さんありがとうございました、どうもありがとうございました。

それでは、表示をこちらでギャラリービューに変えて、質問とかコメントとかしていきたいと思えます。

えっと、まずじゃ最初に私から伺っていいですか。

まず、スライドの中に、パワーポイントの中に、要するに懸念として、最初のうちによくいわれる出自を知る権利について話しているときに必ず出てくるのがいろんな「懸念」という。

それを突然、生まれた子どもが提供者のところに訪問してきて、あなたが提供者だっていうことが分かりましたって言うのを、提供者がすごくそれは困ってしまうだろうっていう懸念っていうのが（指摘されている）。

何度も繰り返し説明されているはずなんですけれども、提供者もそれを了解した人でないと提供者になれないというシステムに変えるんだよっていうことが、本当に理解されていなくて、というのが一つあると思うんですね。

やはりそれは、みんな、なんか社会とか文化的な問題の中で、文化のなかで、その、自分の子どもと名乗る人が突然来るという不安感っていうのは、男性でも、卵子提供が始まってからは女性でも、提供した人にはあるんだと思うんですけども、それに対して実際にインフォームドコンセントとして、こういう、人が会いに来るかもしれないよって言ったら提供者が減るっていう次の問題として出てくるわけですね。

それも懸念として話されているわけなんです。

この辺について、才村さんが海外とかで出自を知る権利を認めている国で調べられたこととかあったら教えてください。

才村：そうですね、イギリスによく行ってたんですけど、ドナーの人が、提供者の人が開示するのに、ちょっといま具体的な数字でしっかりと細かいのが出てこないんですけども、卵子提供をした女性よりも精子提供をした男性のほうが少しやっぱり開示のね、今までの振り返って、法律ができた後でしかイギリスは認めてないですけど、法律前にできた子はどうなんだということを、どうしようと話があったんですね。

そういったときに自分から名乗り出てくる人たちの、ボランティアな開示者を求めるっていうのは政府が中心となって呼び掛けて、そういう組織も作ってそこで開示支援みたいな形もしたんですけども、それはあくまでボランティアなんですけれども、やっぱり調査なんかでも 20%くらい差があったように思うんですね。

どちらかといえば精子提供者のほうが、開示してもいいよというような人が低い。

卵子の提供のほうが高いということがありました。

イギリスでもそうだから日本だったらもっとね、卵子と精子の差が大きいんじゃないかなっていう、これは想像だけで、日本ではそこまで具体的に数で比較はないんですけども、ある日突然、戸口に立ってっていうのは、もちろん（出自を知る権利を認める）法律施行後のことですよって、なんでそれが入らないんだろうってなんか不思議な感じがするんですけど、だけども、これまで提供した人は開示ということが頭になく、たとえば大学の医学生の学生が先生に言われてアルバイト感覚でやったというようなところもあるでしょうから。

そうなってくると、まさか子どもが訪ねてくるなんて想定していなかったっていうことになるんですね。

ただまあ、やっぱり私は法律施行後に開示をすべきだと思うし、法律後に生まれた子どもに対しての開示だけにすべきだと思うし、例えば話ちょっとこれ飛びますけど、オーストラリアのね、ビクトリア州では遡ってとか、あるいは子どもに告知しなくても出生届にそのことの文言が入ってるから子どもが知ってしまうと。

それもあるんですけど、何よりもちょっと驚いたのは、ドナーも子どもにね会う権利があるようですね。

イギリスは子ども側からしか会うことができないのでね、生まれたかどうかとかそういう情報はドナーにあるんですけど、ドナーのほうから（生まれた子を）誰とまで知る権利はないんですね。

私は、その辺細かくなってきましたけれども、やっぱりオーストラリアのその状況を聞いてみると、子どもに親が告知をしてないのに、ドナーが生まれた子どもに会いたいと言ってアクセスしてきて、それで子どもが初めて知るといった状況があったという話をきいたので。

それって、それは子どもの福祉に私は反するんじゃないかなと、逆にね、日本は全然そんなところじゃなくて、そういうところを考えるまでの贅沢な状況には全然なっていないからレベルは違うんですけど、出自を知る権利が必要だと主張するには、じゃあその手順だとか、やり方とか具体的なイメージもね、ちゃんとひっつけて考えていかないと。

ただ全面的な開示が必要とだけでポーンと終わってしまうのは果たしていいんだろうかなという気持ちはあります。

柘植：他のお二人いかがでしょうか。

小門：じゃあ私から伺います。

今のあの最後のところでいきなりポーンと開示だけというのは違うというのは、本当にその通りだと思っていて、私はそこを伺いたいなと思って。

どうやって伝えていくことが子どもを当事者として尊重しつつ、いい方向に伝えることになるのかなというのを、先生のお考えを伺いたいなと思いました。

まずは、育ての親の告知があってというような段階が必要なのかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

才村：そうですね。

この医療を選択して実施する前のカウンセリングが、やっぱり、まずは一番大事ですよ。

子どもが生まれてからいきなり両親にカウンセリングをして、出自を知らせるんじゃなく、この医療を選択するときに、出自を知る権利というものの必要性、子どもの健全発達のためにもそういった子どもが知りたいときに知れ、ドナーとしても自分の役割をとれるというようなことを理解するためのカウンセリングっていうのは、これ回数じゃないんですけどね、JISART では3回やったらもういいわってなることも多く、しかし回数じゃないんで。

ただまあね、3回以上とか言ってほしい3回なんですけれども、1回のカウンセリングでなかなかね、そこまでね（腑に）落ちる人はないですね。

ドナーにだけじゃなくてこの生殖医療を選択するカップルご夫婦のほうにもそれぞれ一人一人ね、3回以上カウンセリングしてるわけなんで、JISART のほうでは。

そのときにも1回目で初めて子どもにはそんなの知らせる必要ないと思ってた人がほとんどなんですよ。

でもやっぱりちょっとなんていうかな、心理教育といいますか、こういうことがあるんだよって、いろんな情報出しますよね。

子どもにとったら知りたいってこういうことがあるし、こういうような告知の方法がありますよと、たとえば小さい時はこんな絵本を使って話をしたらどうかと。

こんな難しいことどうやって1歳、2歳、3歳の5歳の子に喋るんだって、こんなん理解できるのは思春期以降だろ、じゃ、それじゃ遅いんじゃないかって、全部分かってたら10歳くらいになって10歳で告知するほど一番難しいショックの起きることはないですよ。

だからそうじゃなくて、たとえばセックスのことなんか話さなくていいのだと、そんなの関係ない、子どもは知らない。

だから、あなたが生まれるのにお父さんとお母さんともう一人の人が手伝ってくれたんだよと、それだけでいいと。

お手伝いしてくれる人がいたんだよと、それで徐々にお手伝いの人は何のお手伝いをしたのかとか、すごくその人に対する気持なんかも出ますよね。感謝する気持ちとかね。

そういう形であなたは祝福されて、3人の人たちに見守られながらいまも大きくなってらよねっていう。

そのドナーという1人の存在を家族の歴史、子どもの小さい頃から二十歳の各段階にザッと入れてしまうんです。入れ込むという、育児の歴史の中に。

そういうことが必要で、それが提供者のほうにもそのことを理解し、JISARTでもやってるんですけど、提供者の子どもにも告知してもらってるんです。

それを条件にしています。

提供者の人がはじめ子どもがいる人ってことで、いまちょっと子どもがいなくてもいけるようになってしまったんですけれども、やっぱりちょっと大きかったりするんですよ。

そしたら提供する段階でね、卵子提供をJISARTはやってますから、提供する段階でたとえば注射を打ったりとか、排卵誘発そのときにも病気かなって子どもが思ったら心配でしょ。

これは姉妹提供が多かったりすると、おばさんにね、卵をあげるのに、子どもが生まれないのでお手伝いしてるのよとかね、子どもにも半分きょうだい生まれるわけですから、ドナーの子どもにとっても知る権利があるわけです。

近親婚とかいろんなことがあるわけで。

だからたとえば匿名で、姉妹提供じゃなくてもね、たとえば15歳までは全然知らない人であったとしても、提供者は自分はどういうことで提供したんだよ、結婚したら結婚する相手の方にも言い、そして自分の子どもにも話をするということが必要だと思うんですよ。

小門：はい、ありがとうございます。

はい、次は洪さん。

柘植：洪さんどうでしょう

洪：大変貴重なお話ありがとうございました。

多分今までのご質問と基本的なところで繋がっている質問になるのかもしれませんが、懸念事項って結構出ているんですが、今おっしゃってくださった、生まれてきた子どもが年齢的に段階的にゼロ歳から二十歳まで、告知の在り方っていうお話をしてくださったんですが、ちょっと気になるところが、提供者の関わり方、提供者の子どもさんが提供によって生まれたお子さんとかそのご両親とどういう関わり方をすればいいのかが少しちょっと見えてこなくて、たとえば出自を知る権利の中でどの程度まで、情報が相手に提供されて、そして提供されたってことはその人が特定されて、その人との関わり方がすごい気になっています。

もしそのよい事例などあれば、どういう関わり方がよいのかについてご教示いただけるとありがたいです。

才村：厚生科学審議会の2003年の報告書では、そういうきょうだいからの提供は、家族関係を複雑にするから良くないという結論になっていたんです。

で、JISARTのほうでは、ほとんど厚生科学審議会の報告書通りのガイドラインを作っているんですけども、しかし、卵子提供の場合なかなか提供者が集まらないということで、提供者の犠牲というか大きいですね、入院して卵子を採り出すのっていうのは大変なことですし、姉妹のほうが変わりかね。

だから姉妹提供ということは、本当はどちらかといえば提供者の家族とそれから被提供者、受ける側の家族とはね、全然関係がない、知らないという方のほうが複雑な人間関係が誘発されないという意味ではそのほうがより安全なのかもしれないです。

でも、なかなか見つけられないということで、姉妹ということは子どもにとってはおばさんからの提供になるわけですね。

おばさんというのはお母さんの妹とか、お母さんのお姉さんとかいうことですね。

そしたら身近におられるのですごく交流があるわけですね。

実家であったり家も近所だったりしますよね。

でやはり、私たちは名前を伏せてとか、誰からを伏せるのではなくて、このおばさんからもらったということをしかり子どもにも告知し、そして提供者の子どもさんにもお手伝いしたのよ、ということで、お手伝いしてできた子どもがなんとかちゃんよということで、みんなで祝福にいたりとかいうようなことを想定していますから、お互いにオープンな家族関係で行くのが望ましいということで。

実際にそんなにたくさんの方がいま来ておられるわけではないんですけど、フォローアップ部会ということで卵子提供で生まれた子どもさんをつれて年に1回集まりを作ってるんですね。

そこでは、はじめはとても少なかったんですけど、かなり何組かの親子に来ていただいて、非常にオープンな形で話が、そこではできているという状態があるんですね。

そういったところから、子どもさん自身はどこまで、まあ年齢にもよりますから、

幼児さん、3歳、4歳だったらだたらどこまで分かっているのかなってのはもちろんあるんですけど、親御さんにはオープンな態度で正直な態度、例えばこの話はここだけの秘密だよとか、幼稚園では言わないでねとかいうことを言うことはよくないとしてるんですね。

というのは、自分が生まれた経緯を人には内緒にしないとイケないということかなとかね、悪いことだから内緒にするみたいなことに繋がっていきたりしますよね。

だから喋ってもいいよってみたいなの。

喋れ喋れって、無理やり進めるわけではないですけども、そういった形でオープンにしていますから。

子どもたちはきょうだいのような、いとこ同士のようになっていると思うんですね。

そこで事前のカウンセリングで一番重きを置いているのは、例えば提供した側のおばさんが、その子どもが自分の子どもだと思ってしまっ、なんか育児にこうあるべきだっ、すごいその子どもに関心を非常に持ちすぎて取り込んで。

なんていうのかな、コントロール、育児の方針をコントロールしようとするような介入をしてしまわないように、そこはルーツであるけれども親ではない。

親業をやるんではない。

そこをどれだけしっかりと整理できるか、そこをかなりカウンセリングでは重点においてしてもらっています。

で、そこをの、だから子どもにはカウンセリングは生まれてまだ小さいですからできませんけれども、まずそれが、子どもが混乱するということは、親側それはもうペアですから被提供者のカップル、提供している夫婦、4人ともが同じ気持ちでそこをきっちりと整理すると。

たとえばこういう質問なんかもよくするんです。

子どもが思春期になって親子もね、思春期は親子喧嘩したりするもんですよ。

そして子どもがわーっとなってね、で、腹立っておばさんところ行って「あなたが本当のお母さんでしょ、あのひとはお母さんじゃない」とか言って、わーってきたときに、「あなたは どう言いますか」と、そのおばさんに今まだ生まれてもない子に、思春期のそういった動揺について、あなたは どう受け止めるのかというような質問をバーンとぶついたりするんですね。

そういったときにすごい取り込んでしまわないで、しかし、冷たくやるのではなくて寄り添いながらも距離を持った関係をどう持てるのか。

こういう試される時こそ、一番大事なので、そういった質問をしています。そこで鍛えることが最初は大事かなと。

もちろん15歳になってから会うときにも、それぞれ同じような立場で距離をもってカウンセリングとか支援することは大事かなと思うんですけども。

どうですかイメージ湧きましたか。

洪；ありがとうございます

柘植：もう少しだけ時間があるんですが、もう1回ずつ3人（に質問）が回るかなぐらいですね。

私のほうからの質問なんですけれども、日本の国内の研究者、柿本さんですか、「子どもには自らの誕生の物語を知ることがとても大事だ」というのが、そうだなって思ってたんですけど、

とてもいい言葉だなって、「自らの誕生の物語」というのをそれぞれが知ることができる。

それから、親御さんがもし亡くなっていたとしても、養子縁組の人でも、それから生殖補助医療、精子提供や卵子提供で生まれたお子さんでも、「自らの誕生の物語」というのはとっても貴重というか尊いものだと思うんですね。

だからやはり、それを知らせるってことを、提供する人たちも、それからもらう人、提供を受ける人たちも、とてもこう大切なものなんだというふうに分かってもらいたくなって。

そのためには先ほど才村さんおっしゃったカウンセリングっていうのもそうですが、

カウンセリングだけじゃなくて、やっぱり社会も理解していかないといけないし、どうしたらいいんだろうなって。

たとえばオーストラリアのビクトリア州で、あそこはかなり早くから出自を知る権利を認めてきた、いろんな制度を作ってきたんですが、

それでも今でも親になった人たち、提供精子や提供卵子で親になった人たちに、今こそ子どもに伝えるときだよみたいな “Time to tell” っていうキャンペーンをずっとやっていますよね。

もう何年もやってるんですね。

だから親が、子どもが出自を知る権利というのを理解しているカウンセリングも受けているし、自分がどうやって子どもにその事実を伝えるかっていうのがなかなか上手くできない。

いつ伝えたらいいのかどんな状況で伝えたらいいのか、絵本とかあるってきいているんだけど、なかなかそこまで切り出せないっていうようなことがオーストラリアでもあるんだなっていうことをすごく感じています。

それ私たち、一昨年（2018年）でしたっけ、調査に行ったんですけれども。

それなので、やっぱり親御さんをサポートしていくっていうのが、単にカウンセラーだけじゃなくって、ソーシャルワーカーの方はもちろんなんですけれども、もっと身近な人たちがそういうことを知っている必要があるんだろうなって。

それから、子どもさんがもし事実を知ってショックを受けたときにも、それを支えていく。

こんなことを言われてショックを受けているという状況に、もしなったらしたら、それを聞いて相談にのったり支えてくれるっていうか。

聞いてくれるだけでいいと思うんですけど、気持ちを。というような社会みたいなものを構築していく準備をしないといけないと思うんですね。技術を認めるんだとしたら。

で、今回の生殖補助医療法の場合には、その準備をしないで、社会と文化のほうの準備をしないで親子関係だけを決めました、これで子どもは安心でしょ、っていう説明がなされていたことに私も不満は感じていて、

その辺で、なんか長くなっちゃいましたが、才村さんの最初のほうで少し、生殖補助医療法について触れられていたところがあったんですが、才村さん自身はどのようにお考えでしょうか。

才村：そうですね。

前にあのオーストラリアに行ったときにケン・ダニエルさんにね、オーストラリアじゃないニュージーランドですね、あの方はね。

ケン・ダニエルさんが言っておられたのは、法律はあとからついてくるんだと、すごい言われていました。

先にそういうものを知らせる、病院もそれを保管したり、そしてその医者と養子支援とかに経験のある、ソーシャルワーカーですね、が、医師の数も多くないので、あそこ人口が少ないですから、医師も日本ほど多くないわけで、会話をしたことで実践からね、先にはじまったんだって言われていました。

ただまあ、日本はそういう実践もなかなか始まらない中で、どうやっていったらいいのかなと思うんですけど、一つにはね、やっぱり家族の多様性を認めるという風土がやっぱり大事かなと。

生殖医療で生まれた子どもだけではなくて、養子縁組だけではなくて、ひとり親もだいぶ一般的になってきましたけれども、LGBT だとか同性婚を認めるとか、いろんな、家族っていうのは多様なんだと。

みんな一緒がいいっていう日本のね、今までの価値観があったと思うけど、みんな一緒じゃはみ出た人どうなるんだってことになるわけで、いろんな人間がいていいし、いろんな家族の在り方があっていいんだよと。

だから、それによって子どもが不幸とかそういうことになるのではなくてね、個人を、その人の能力を、その人のよいところを認める。

そういうような価値観というものをね、それは別に生殖医療の分野だけではなくてね。

みんなが共有できることかなと思うんですね。

先ほどの「誕生の物語」なんですけれども、やはりあの、たとえばみなさんゼロ歳1歳2歳の記憶ってないでしょ。あるのは4歳くらいの頃かな、幼稚園とかね、3歳の記憶もなかなかないんですよ。

ということはね、0～3歳はね、人から聞くしかね記憶はね、繋がらないんですよ。その「誕生の物語」っていうのを自分が今まで生きてきた、4、5歳くらいでも、ちょっと記憶が薄れたりしますよね。

だからやっぱり家族がどれだけ子どもに対して、写真を残しておくとかいうこともあるでしょうし、嘘いつわりのないその時の歴史ですね、家族の歴史、ライフストーリーっていうのがあるんですけども、そういったものを子どもに記憶がないんだから、どうやって伝えるか、その時の背景とかそれから気持ちとかもね、非常に関係してきて、子どもっていうのは言葉よりもお母さんお父さんの顔色とか雰囲気、そっちをキャッチするんですよ。

だから、いかにあなたはかけがえのない子で嘘いつわりのない家族の歴史の中で、生きてきて生まれてきて、この家族と一緒に私たち歩いてきてよかったかなと思えるような、そういう誕生の物語をね、各家族でそれは生殖医療に限らずね、話をしてほしいなと思うんですね。

例えば離婚して、夫婦関係がともしんどいわけですから、なかなか子どもになんで離婚したのかを改めてね、親が子どもに説明してる親ってどれだけいるのかなーとか思うんですけど、やっぱり子どもって誰からも説明されないと自分のせいで親が離婚したとかね、思い込んでるって割とあるんですよ。

だけどやっぱりそこはしっかりと落ち着いてからでいいから、あなたのせいじゃないよと。

親同士のこういったどちらが悪いとかいろいろあるけれども、親のほうの都合でこういう形になったんだよということで、あなたが決して悪い子だったからではないよとか、たとえばね、そういうことをしっかりと入れた物語をね、作ってほしいなって思っています。

柘植：ありがとうございます。それでは他の方がいかがでしょうか。

小門：

じゃあ、また私から質問させていただきます。

ドナーの、家族の間のドナーだと情報の保証というのはあんまり問題にならないのかもしれないんですけど、知っているとこにいらっしゃるという状況なので。

ただそうじゃない場合だと、提供してから実際子どもにドナーの情報を伝える、詳しく伝えるとなったときって

時間の差があったりする。子どもが15歳になってたりとか、になると、ドナーの情報をしっかり管理しておくシステムを作る必要があると思うんですね。

で今は、恐らくクリニックごとに保管しているんだと思うんですが、ドナーの情報の保管についてどんなシステムというか、どうしていくといいのかというようなことは、何かお考えをお聞きできたらと思います。

才村：一応、厚生科学審議会の方向性では、公的管理運営機関ていうのがちゃんと作られて、委託かもしれないけど一応直（じか）で。

そこにたとえば人生80年ですから、80年間記録保管し、開示支援についてもそんなに細かいところは載ってませんが、

子どもにカウンセリングを保障しながら開示していくっていうようなことで、少し私も意見をいってますからそういうふうな形になってますけれども、

ただ、いま現在ではクリニックはもう記録の保管は五年間ですよ、普通はね。

JISART のほうでは厚生科学審議会の報告書に従ってるので、80 年間保管すると。で、クリニックがつぶれたとしても JISART の事務局で保管すると。

事務局自身がつぶれたらわかりませんが。でもそれは続けていこうとはしているんですね。

だからやはりイギリスではいま 100 年になったのかな。

100 歳もイギリス人の（平均）寿命はないと思いますが。

一応、児童記録なんかもイギリスでは 100 年とかになってて、ルーツを知る権利というのも保障されているんですけども、やはりその法律上、出自を知る権利がしっかりと保障されるということであれば、国立の公的管理運営機関というものができなきゃだし、

そこにただ単に事務をする人だけ置くんじゃなくて、そういうソーシャルワーカーとか、カウンセラーというのはなかなか人間関係の調整には弱いので、どっちかといったらソーシャルワーカーの方が関係調整には強いというところがあるので、ぜひ私なんかソーシャルワーカーとか置いてほしいということは言っていたので、そういうのは置いてしっかり（情報）開示の支援すべきとは思いますが。

なんかでも一応保管しておくべきこととか書かれているらしいですけど、どれだけしっかりとそんな 80 年間も保管してくれるのかなとかね思いますよね。

小門：はい、ありがとうございます。

洪：よろしいでしょうか。

先生がこれまで倫理委員会の委員をされていたり、カウンセリングをされていたりした際に、実際第三者からの配偶子の提供をうけて、生殖医療を利用しようとしている方々の現状がどうなっているのかが少し気になっています。

特に日本で法律ができて日本的な課題、実際に利用する側の認識であったり、カウンセリングとか倫理審査をされながら先生が感じた、日本の社会的・文化的な課題とは何かについて教えていただけますでしょうか。

才村：日本的な課題は難しい大きなことですね。

洪：すみません。お感じになったところで。

才村：私自身はね、カウンセリングはしてないです、その人たちに。

倫理委員で倫理審査とかフォローをする立場ではありますけれども。

カウンセラーっていうのはクリニックに所属しているカウンセラーの方がね、やっているわけなんですけれどもね。

ただまあこの私の所属しているところでもですね、結局卵子提供は今も台湾にみんな卵買いに行っておられ、たくさんね、ここは面倒な JISART の手順みたいなのは飛ばして、台湾だと近いし費用もそんなかからないのかも知らないけど、そういう実態がまあ、ありますよね。

そうすると、(卵子提供を受けるために) 台湾行くの止めるのに、私たちの基準を低めてみたらどうだって意見が出てたりするんですよ。

で、それ(基準)を死守するのがすごい大変。

ていうか、やはり基準崩して誰でもいいと、カウンセリングも、まあカウンセリングはしたほうがいいかもしれないけど、誰とまで(わかる) 出自を知る権利を確保するのをやめて、それこそ周辺情報だけでいいんじゃないかとか、

提供(によって生まれたこと)を隠すんじゃなくて(子どもに) 話すんだけど、「誰とまではちょっと知らないんだ」という想定で行くみたいなの、というような流れがすごい大きいので

それを誰とまで知ることが必要だというのを、もちろん提供者、被提供者もそうですけど、医療界に、他のいろんな世間にもでしょうけど、どうやってその出自を知る権利の中身ですね、みんな、出自を知る権利を真っ向から反対する人は、だいぶ少なくなってきたのかもしれない。

けれども、とどのつまり誰とまでというんじゃないかっていうところが、今なんかすごく論点になっているんじゃないかなと。

そこのところを突破するのにどうしたらいいのか、みなさんのお知恵がほしいなと思っています。いるところなんです。

柘植先生いかがですかとかいって、逆に聞いたらいけないのかな。

柘植：本当に、水は低きに流れるって言いますが、やっぱり理念をもって制度を作っていないと、後になって、生まれたお子さんがこのように苦しんでるんだ、悩んでるんだとか、それを受け止めた親だってすごく悩むと思うんですよ、子どもが苦しんでる、悩んでるっていうことを。

私もアメリカで、卵子提供でお子さんを持った方たちにインタビューしたときに、お子さん持ってすごく幸せなんだけれども、

じゃあ、今悩んでることとか不安なことがありますかっていったら、アメリカでは出自を知る権利はないので、もし子どもが、事実をどういうふうに伝えるかはもちろん悩みなんですけど、事実を知ったときに子どもがどう言うか、自分に対して、自分に、どういうふうに。

「親ではない」とか言うのではないかとか、そういう不安というのは常に親御さんのほうも抱えているんですよね。

だから、そういうところまで考えた制度というのを作っていくことで、今は、何で自分（医療を受けたい人）は簡単には精子提供受けられないの、卵子提供を受けられないのっていうことになるかもしれないですが、

でも将来的に、そのご本人たちも、子どもと親との関係っていうのは良好に保っていけるための制度なんだよっていうのは、やっぱり説明していく必要はあるんじゃないかなって思っています。

才村：生まれた、例えば妊娠さえすればいいとか、出産がゴールみたいなね、ところがありますよね。

でも子どもが、赤ちゃんが、おぎゃっと生まれてね、幸せじゃなくてね、その子がね、2歳3歳、小学校に上がり、思春期というね、疾風怒濤の時を超え、そして大人になり、その子どもが結婚し、そのまた子どもができて、その人が死ぬまで知らないでいる可能性もあるわけですし、

しかし、もし秘密であってもなんかこの家族には秘密があるなっていうね、そういう研究もありますよね。勘が鋭い子っていうのはすごくその辺もキャッチしますし。

やっぱりその子が大きくなって、どんなふうに自分というものを築いていくのかっていうところに、なかなかその生殖医療のいま、不妊治療をね、がーっと、お金や体力を注いでいる人がそちらのほうの関心を持ちにくいっていうところがあって。

そこのところの情報も、やっぱりもっと発信して行って、そういったことにまで、人間っていうのは赤ちゃんができてそれでハッピーじゃない。

もっとだんだん人間のそのずっと大きくなる行程とかいろんな悩み、親子の悩みだとか、そういうものっていうの、闘いながら子育てっていうのはね、やっていき、そしてまた大きくなって行ってね、その人が一生涯死ぬときによかったなって思える、生まれた子どもがね。

そういうふうなことまで親は責任があると思うんですよね。

そういうことを見越して子どもをつくるんだと、子どもをつくるっていうのはそういう意味で、自然にできた子じゃなくて、人工的につくってるんだから余計にね、その幸せを担保しないとイケないなっと思はるんですけどもね。

柘植：もっともっとお話伺いたいんですけども、時間が来てしまっています。

ちょっと先ほどスライドのなかに、実は S 家の家系図っていうのが入ってたんですけど、家系図の、ジェノグラムの見本として S 家の家系図っていうのが入ってたんですが、あれの種明かしをしてみてください。

才村：そうですね。

(最初、) 不用意にサザエさん入れていたんですけども、サザエさん、ちょっとねあのプライバシーじゃないですけども著作権に引っかかるかもしれないということで、これは実は私の家系図を書いてみました。

柘植：あっサザエさんのお宅ではなくて、才村家のほう。

才村：そうです。

柘植：種明かしでした、私も予想外の種明かしでした。

(打ち合わせしていた) サザエさんの家系図だと思ってました。随分、でもこんなに詳細にサザエさん(家系が)明らかになっていたかなって思いながら見てました。本当にどうも。

才村：やってみていろいろとルーツを自分自身もね、探ったり、おばあちゃんからこんな話を聞いてたなとか、ここに子どもがいてたなとか確認する作業となりました。

ありがとうございました。

柘植：今日は本当にどうもありがとうございました。

またこれからもいろいろ教えてください。よろしくお願いします。

小門・洪：ありがとうございました。